

日本機電労働組合ニ於テハ前記要求書ヲ提出スル
ト共ニ翌二十六日別記(四)ノ聲明書ヲ發表シテ会社
ノ態度ヲ難詰スル所アリタルヲ愈々会社ニ誠意ナ
シトシテ殆罷業ヲ決行以テ争議團本部ヲ
以テ三田四国町五ノ四 (一) 大森町四四五五六
(二) 代々幡町幡ヶ谷八四六 (三) 代々幡町幡ヶ谷七七二
ノ四ヶ所ニ設置シ会社側ノ切崩シニ對抗争議團ノ
家族ニ對シ三田ニ巨リ長文ノ後抄状ヲ發送スル一
面別記(五)及「町民諸君ニ訴フレト題スル印刷物ヲ
谷町議團所在地ノ町民及友誼團體等ニ配布シ総聯
合本部ノ指導並ニ組合同盟ノ応援等ヲ得目下頻リ
ニ結束ニ努メツ、アリ

(二) 會社側

會社ニ於テハ四月八日罷業職工全員ニ對シ十日迄
ニ出勤セサレバ自然退職ト見做ス旨通知状ヲ発ス
ル一方従業員ノ家族ニ對シ二回ニ巨リ及省ヲ促ス
文書ヲ送ルト共ニ社員ヲシテ各自宅ヲ訪ハシメ切
崩ニ奔走中ニシテ目下ノ處確々ル方策ヲキモノ、
如シ

ハ 警察事故

目下ノ争議團ノ行動平穩ニシテ何等ノ警察事故
ナシ

ハ 将来ノ予想

會社ニ於テ謙々セズ進ンテ組合彈圧ノ拳ニ出ツル